

日行連発第1867号
令和4年3月22日

各 位

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきましては、先般より、まん延防止等重点措置に関する総務省からの協力要請に係るご連絡をさせていただいておりました。

この度、3月21日をもって、全ての都道府県において同措置の適用が解除されることとなり、総務省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の3月17日付けの変更点等が示されましたので、別紙にてご案内させていただきます。

今後の感染再拡大防止のため、皆様におかれましては、引き続き在宅勤務（テレワーク）を活用する等、適切にご対応いただくとともに、各単位会におかれましては、あらためて所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

重ねてのご依頼となり恐縮ですが、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

《別紙1》 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

《別紙2》 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更））

《別紙3》 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年3月17日）
（新旧対照表）